

Title	商法計算規定の問題点と改正意見
Sub Title	Some problems in the account regulations of commercial law and our written opinion
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会( Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.2 (1961. 2) ,p.59- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610215-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610215-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 商法計算規定の問題點と改正意見

## 商法研究會

現在の株式會社法は、昭和一三年の改正法を基礎としながら、昭和二五年の改正によつて大きな變更を受けてきたことはいうまでもないが、これらの二つの改正法は異なつた法律思想に基くものであり、やがては、兩者の關係を整理する根本的な改正を必要とすることも、一般に承認されたところであつた。けれども、商法、特に株式會社法の根本的な改正は、理論的に克服すべき多くの難問を含んでいるのみでなく、實務的にも、その影響するところが極めて廣範圍にわたるため、緊急必要な大部分の改正は別として、その改正のためには周到な準備と綿密な研究とを要するものであつた。それにもかかわらず、昭和二四年には、經濟安定本部企業會計制度調査會によつて「企業會計原則」が作成公表されたが、そのうちの貸借對照表科目の分類及び資産評價の原則には、商法のそれとは矛盾する

ものが含まれていた。次いで、昭和二五年には、この「企業會計原則」を前提として、證券取引法の規定に基いて提出される財務諸表等について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則」が制定され、その後、昭和三二年の「財務諸表の監査證明に關する省令」によつて、それらの場合に要求される公認會計士の監査證明に際しては、財務諸表の表示が右の規則に従つていかどうかを、監査報告書に記載することが命ぜられるに至つた。このように、企業會計に關して會計學の原則が相次いで設定され、しかも、それらが證券取引法の規定を通して施行されてくると、商法上は株式會社の財産目録、貸借對照表及び損益計算書の記載方法その他の様式について特別の規定がないため（昭一三商改施四九參照）、右に述べた會計學の原則によつて會計帳簿を作成すれば、少なくとも、大藏省關係に届出るものは受理されるということで、商法のこの點の規定

はますます守られないものとなつてきた。更に、この傾向を一層助長するものとして、昭和二六年九月には、經濟安定本部企業會計基準審議會から、「商法と企業會計原則との調整に關する意見書」が公表されたが、その内容は「企業會計原則」の線にそつて、商法の規定のうちの改正すべきものを指摘するものであつた。

このように、好むと好まざるとにかかわりなく、商法の計算規定は再検討を要することとなつたので、商法の側でもこの點をとりあげ、法制審議會商法部會は、昭和三年いらい、株式會社の計算規定の研究に着手していた。そして、昭和三年七月には、「會社の計算規定改正の問題點」を一應整理して公表し(資料一)、それは、同年秋の日本私法學會第二二回大會の商法部會においても討論されたが(私法二一號)、ほとんど時を同じくして、東京商工會議所からも、商法會計規定に關する改正意見が發表された。法制審議會商法部會のこの點に關する検討は、その後も活潑に行われていたが、漸く、本年八月二十九日に、商法部會における討論を整理して、法務省民事局試案として公表すると同時に(資料二)、廣く各方面から試案に對する意見を求めることとなつた。これに對する各界の意見書は續々提出されているようであるが(法律時報資料版二號)、我應應義塾大學法學部及び商學部もその諮問を受けたので、商法研究會において検討を加えることとし、數次の會合を開いてこれを検討した結

果、「株式會社の計算の内容に關する商法改正要綱法務省民事局試案に對する意見書」を作成して(資料三)、一月一四日にこれを法務省民事局に提出した。我々は、前回すなわち昭和三〇年の株式會社法の小改正に際しても、法務省の商法改正の要望に關する照會に應じて意見書を作成するとともに、必要な資料を整理して「法學研究」誌上に掲載してきたが(二六卷三號)、今回は、特に、商法計算規定の問題點とそれに對する改正意見を明らかにするため、右に關する資料と法務省に提出した意見書を掲載することとした。

(高島 正夫)

## 資料一

### 會社の計算規定改正の問題點

(法制審議會商法部會  
昭和三年七月四日)

- 一 株式會社の計算の内容並に財務諸表の種類及び様式(商法第二八條、第二八五條乃至第二八九條、第二九〇條、第二九三條ノ五)
- 一 會計處理に關する原則規定を設けるべきか
- 二 資産について

(一) 評價の定め方につき最高限を定めるのみでよいか

(三) 流動資産

- (1) 棚卸資産の評価は、原價、時價又は低價のいずれによるべきか、又はそのうちの選擇を認めるべきか
- (2) 債權の評価は、回收不能のおそれある場合について規定を設けるべきか

三 準備金について

- (a) 繰延資産として認めるべきでないものはないか(例、新株發行費用)
- (b) 償却期間及び方法を改める必要はないか

(一) 資本準備金

- (3) 取引所の相場ある有價證券の評価は、右(1)の評価方法のいずれによるべきか

- (1) 資本準備金として認められるものを限定する趣旨を明らかにする必要があるか

(二) 固定資産(有形、無形を含む)

- (1) 固定資産の評価は、取得價額又は製作價額から相當の償却をした價額によるものとする必要はないか
- (2) 贈與を受けた財産等の評價について規定すべきか
- (3) のれんについて特別の規定を設けるべきか
- (4) 投資有價證券の評価につき特別の規定を設けるべきか

- (2) 新たに資本準備金として認めるべきものはないか

- (3) 現在認められている資本準備金につき

- (a) 第二八八條ノ二第三號を削る必要はないか
- (b) 第二八八條ノ二第五號のうち消滅會社の利益準備金及び任意準備金相當部分に關し規定を設ける必要はないか

(四) 繰延資産

- (1) 繰延資産として認められるものを限定する趣旨を明らかにする必要があるか

(二) 利益準備金

- (2) 新たに繰延資産として認めるべきものはないか
- (例、開業準備費用、設立の際の株式發行費用、社債の發行費用、開發費、廣告宣傳費、試験研究費)

- (1) 利益準備金の制度を廢止すべきか
- (2) 第二八八條の毎決算期の利益の範圍を明らかにする必要があるか

- (3) 現在認められている繰延資産につき

- (3) 資本準備金が利益準備金と合算して一定限度(例、資本の四分の一)に達するときは、利益準備金の積立を必要としな

いものとすべきか

(三) 準備金の取崩し順序

資本の缺損のための準備金の取崩しにつき、その順序を現行法よりくわしく定めるべきか

(例、任意準備金、利益準備金、資本準備金等の順位)

四 負債について

負債性引當金につき規定を設けるべきか(例、従業員の退職給與引當金)

五 利益及び損失について

第二九〇條第一項の規定をどう改正すべきか

六 財務諸表の種類と様式について

(一) 財産目録を決算報告書である計算書類のうちから除外すべきか(もし、除外する場合には、財産目録を作成せしめて本店に

備置くものとする必要はないか)

(二) 營業報告書の記載事項を法定すべきか(この場合、附屬明細書を廢止し附屬明細書に記載すべき事項等を營業報告書に記載

するようにすべきか)

(三) 財務諸表の作成につき、その記載方法その他の様式を定めるべきか

七 非常財務諸表につき、特別の規定を設けるべきか

## 資料二

株式會社の計算の内容に關する

商法改正要綱法務省民事局試案

(法務省民事局  
昭和三年八月二九日)

### 一 (流動資産の評価)

流動資産の評価は、取得價額又は製作價額によること。ただし、時價が取得價額又は製作價額より低いときは、時價によるものとする。

前項但書の場合において、時價と取得價額又は製作價額との差額が少ないときは、取得價額又は製作價額によることができるものとする。

### 二 (固定資産の評価)

固定資産の評価は、取得價額又は製作價額によることとし、毎決算期に相當の償却をしなければならないものとする。

豫測できない減損が生じたときは、その減損額を控除しなければならないものとする。

### 三 (金錢債權の評価)

金錢債權の評価は、債權金額によること。ただし、債權を債權

金額より低い代金で買入れた場合その他これに準ずる場合には、相當の減額をすることができるとすること。

取立不能のおそれあるときは、取立てることができない見込額を減額しなければならないものとする。

#### 四 (社債等の評價)

取引所の相場のある社債 (これに準ずるものを含む。以下同じ) の評價は、時價 (決算期前一月の平均價格) によること。

取引所の相場のない社債の評價は、取得價額によること。ただし、取得價額と社債の金額が異なるときは、相當の増額又は減額をすることができるとすること。

前項の社債につき取立不能のおそれあるときは、三の二項を準用すること。

#### 五 (株式その他の出資の評價)

取引所の相場のある株式の評價は、取得價額によること。ただし、時價 (決算期前一月の平均價格) が取得價額より低いときは、時價によるものとする。

取引所その他の必要上長期にわたり繼續して保有する目的で取得した取引所の相場のある株式及び取引所の相場のない株式の評價は、取得價額によること。ただし、發行會社の財産状態が著しく悪化したときは、相當の減額をしなければならないものとする。

商法計算規定の問題點と改正意見

と。

有限會社その他に對する出資の評價については、前項を準用すること。

#### 六 (のれんの評價)

のれんの評價は、有償で承繼取得した場合に限り、取得價額を付することができるとすること。この場合においては、のれんの取得後五年内に、毎決算期において、均等額以上を償却するものとする。

#### 七 (繰延資産)

開業準備の目的のために支出した金額は、貸借對照表の資産の部に計上することができるものとする。この場合においては、開業後五年内に、毎決算期において、均等額以上を償却しなければならぬものとする。

左の目的のために特別に支出した金額は、貸借對照表の資産の部に計上することができるものとする。この場合においては、その支出後三年内に、毎決算期において、均等額以上を償却しなければならぬものとする。

- 1 新製品又は新技術の研究
- 2 新資源の開発
- 3 新技術の採用

#### 4 新市場の開拓

社債發行のために支出した金額は、貸借對照表の資産の部に計上することができるものとする。この場合においては、社債發行後三年内(償還期限が三年未満であるときは、償還期限内)に、毎決算期において、均等額以上を償却しなければならぬものとする。

#### 八 (準備金)

財産の評価益は、資本準備金としないものとする。

合併差益については、消滅會社の任意準備金に相當する額を資本準備金としないことができるものとする。

利益準備金として、資本準備金との合計額が資本の四分の一に達するまで、株主に對する配當額の十分の一以上を積立てなければならぬものとする。

#### 九 (負債たる引當金)

債務の發生又は債務の金額が不確定であつて、債務の發生原因が決算期前にある場合には、相當の金額を負債として計上すること。

#### 一〇 (利益の配當)

利益の配當は、貸借對照表上の純財産額から左の金額を控除した額を限度としてすることができるものとする。

#### 1 資本の額

2 その決算期までに積立てられた資本準備金及び利益準備金の

#### 合計額

3 その決算期に積立てなければならない利益準備金の額

4 七の一項及び二項により貸借對照表の資産の部に計上された

金額の合計額が、資本準備金及び利益準備金(前號により積立

てられる金額を含む)の合計額をこえる場合においては、その

#### 超過額

#### 理 由 書

#### 一 流動資産の評価

現行法は、流動資産の評価について時價をこえることができな  
いとしている(商法第三四條第一項)。従つて、時價が取得價額  
又は製作價額(以下「取得價額等」とする)より高くなつたと  
きは、時價による評價が許され、評價益を計上してもよいことにな  
る。廣く評價益の計上を認めることは、不確實な利益を配當可  
能利益とすることになり(例えば、時價は賣却價額と解されてい  
るので、通常、買入と同時に評價益が生ずる)、また、し意に時  
價を高く算定し、評價益を計上する危険がある。これは、債權者  
の利益を害し、かつ、企業の健全性を害することになる。もつと

も、現行法は、評價益は資本準備金としている（商法第二八八條ノ二第三號、流動資産の評價益は資本準備金とならないという反對説もある。）から、配當可能利益とならないので、右のような弊害がないともいえる。しかし、評價益は資本準備金とすべきでないことは、後に述べるとおりである。他方、意識的に時價を著しく低く算定して多額の評價損を計上し、配當可能利益を減少せしめ、株主の利益を害するおそれもある。

試案においては、流動資産の評價は、原則として、取得價額等によることにし、時價が取得價額等より高い場合における評價益の計上を禁じた。時價が取得價額等より低いときは、時價によらしめることにしたが、その差額が少ないときは、事務の煩わしさを考え、取得價額等によることができるものとした。これにより、債権者、企業及び株主の各々の利益の調和を圖つたのである。

## 二 固定資産の評価

現行法は、固定資産の評価について取得價額等をこえることができないうとして（商法第二八五條。商法第二八五條の解釋として、商法第三四條と關連し、取得價額等を限度とする時價以下の額と取得價額等から相當の減損額を控除した額との選擇を認める説と取得價額等から相當の減損額を控除した額であるとする説に分れている。前説によれば、取得價額等から相當の減損額を

控除した後には時價が高くなつたときは、評價益の計上が認められ、後説によれば、評價益の計上は許されないことになる。また、減損額の控除の意味につき、物的な減損額の控除以外に會計學上の減價償却を含むかどうかについても説が分れている。

試案においては、固定資産の評価は、原則として、取得價額等によることとし、毎決算期に相當の償却をしなければならぬものとした。従つて、評價益は生じない。固定資産は賣却を豫定しない資産であるからである。相當の償却をするというのは、計畫的に、合理的な方法により償却することである。また、償却の計畫に際し豫測できなかった減損が生じたときは、その減損額をも控除しなければならぬものとした。

## 三 金銭債權の評価

現行法は、金銭債權の評価について時價をこえることができないうとしている（商法第三四條第一項。商法第三四條第一項の解釋として、金銭債權の評価は、債權金額によるのか、あるいは、利息等を考慮した債權の實質的な價額によるのかは明らかでない。取立不能のおそれのある金銭債權については、取立てることができない見込額を減額しなければならぬと解釋されている。試案においては、原則として、債權金額によることにした。利息等を考慮した債權の實質的な價額によらないことにしたのは、



評價の明確及び事務の便宜のためであり、また、償権金額と償権の實質的な價額とは、通常、大きい差がないからである。しかし、償権を償権金額より低い代金で買入れた場合その他これに準ずる場合（例えば、利息の前拂を受けた場合、無利息の場合等）には、相當の減額をして償権の實質的な價額にすることができるとした。

取立不能のおそれあるときは、現行法の解釋としても、取立てることができない見込額を減額しなければならぬのであるが、これを明確にした。

#### 四 社債等の評價

現行法は、社債（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の評價について時價をこえることができないとし（商法第三四條）、取引所の相場のある社債については、その決算期前一月の平均價格をこえてはならないとしている（商法第二八五條）。固定資産たる性質を有する社債については、商法第二八五條に定める固定資産であるから取得價額をこえてはならないという解釋が有力であるが、疑問がある。同條の取引所の相場のある有價證券は、株式及び社債等であり、これらは同一の取扱をうけている。

試案においては、社債は、株式とはその性質を異にするので、株式及びこれに準ずる出資の評價とは別に規定を設けることにし

た。

取引所の相場のある社債の評價は、時價（決算期前一月の平均價格）によることにした。社債の時價は、通常、償還期限が近くに從い利息相當分が加算されて高くなるものであるからである。従つて、當然、評價益が生ずることになる。

取引所の相場のない社債の評價は、原則として、取得價額によることにした。これは、時價が明らかでないからである。しかし、取得價額と社債の金額が異なるときは、相當の増額又は減額をして、社債の實質的な價額にすることができるとした。

前項の社債につき取立不能のおそれあるときは、現行法の解釋としても、取立てることができない見込額を減額しなければならぬのであるが、これを明確にした。

#### 五 株式その他の出資の評價

現行法は、株式の評價について時價をこえることができないとし（商法第三四條）、取引所の相場のある株式については、その決算期前一月の平均價格をこえてはならないとしている（商法第二八五條）。固定資産たる性質を有する株式については、商法第二八五條に定める固定資産であるから、取得價額をこえてはならないという解釋が有力であるが、疑問がある。

有限會社その他に對する出資の評價についても同様である。

試案においては、取引所の相場のある株式（固定資産たる性質を有する株式を除く。）の評價は、原則として、流動資産と同様に取得價額によることにし、評價益の計上を禁じ、時價（決算期前一月の平均價格、以下同じ。）が取得價額より低いときは、時價によらしめることにした。債權者、企業及び株主の各々の利益の調和を圖つたのである。

取引その他の必要上長期にわたり繼續して保有する目的で取得した取引所の相場のある株式の評價は、原則として、取得價額によることにした。これは、賣却を目的として保有するのではなく、固定資産たる性質を有するからである。しかし、發行會社の財産状態が著しく悪化したときは、債權者及び企業の保護のために、相當の減額をした價額によるものとした。

取引所の相場のない株式及び有限會社その他に對する出資の評價は、固定資産たる性質を有する取引所の相場のある株式と同様にした。これらは、通常、賣却を目的として保有するものでなく、かつ、時價も明らかでないからである。

## 六 のれんの評價

現行法は、のれんの評價については直接の明文を設けていないが、資産として計上できないとする説、有償かつ承繼取得の場合に限りその取得價額を付することができるとする説、有償である

と無償であるとを問わず資産として計上できるとする説等がある。

試案においては、のれんの評價は、有償で承繼取得した場合に限り、その取得價額を付することができるものとした。のれんは、財産的な價值を有するのであるが、これを創設したとき又は無償で承繼取得したときには、通常、合理的な價額を付することは困難であり、また、し意に高く評價する危険があるからである。のれんは、財産的な價值があるとはいつても、不確實な資産であるので、債權者の保護のために、その取得後五年内に、毎決算期において、均等額以上を償却しなければならないものとした。

## 七 繰延資産

現行法は、繰延資産として設立費用（商法第二八六條）、新株發行費用（商法第二八六條ノ二）、社債發行差金（商法第二八七條）及び建設利息（商法第二九一條）を認めている。これらを繰延資産とする理由については、説が分れているが、繰延資産は、これら四つに限ると解釋されている。

企業會計原則（大藏省企業會計審議會中間報告）及び財務諸表規則（證券取引法に基づいて制定された財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則）等は、現行法が認めている繰延資産以外に、損益法の立場から、開業費、開發費、試験研究費（以下

「開發費等」とする。)及び社債發行費用等を繰延資産として認めてゐる。これは、一應、企業及び株主の利益になるものと考えられる。しかし、開發費等を繰延資産とすることは、不確實な資産を認めることになり、かつ、その金額が巨額になることもあるから、資本維持の原則の實質的な大幅な修正となる。また、開發費等の内容は、必ずしも明確であるとはいえないので、會社のし意に流れる危険がある。これは、債權者の利益を害することになる。なお、企業會計原則等が開發費等を繰延資産とすることができるとして、収益力の決定を會社にゆだねているのは、損益法の立場と矛盾していると思われる。従つて、開發費等を無條件に繰延資産とすることは困難である。

試案においては、一方において、開業準備の目的のために支出した金額並びに新製品又は新技術の研究、新資源の開發、新技術の採用及び新市場の開拓の目的のために特別に支出した金額を資産の部に計上することを認めて、損益法の立場で會計處理をなし得る途を開くとともに、他方において、これらの資産の合計額が資本準備金及び利益準備金(その期に積立てられる金額を含む。)の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配當可能利益に算入しないことにし、債權者の利益を保護した(一〇参照)。即ち、貸借對照表上少なくとも資本の額に相當する、これらの繰

延資産を除く純財産がなければ、配當をしてはならないことにした。以上により、債權者、企業及び株主の各々の利益の調和を圖つたのである。開業準備の目的のために支出した金額は、設立費用に準じ、開業後五年内に、その他の金額は、その支出後三年内に、毎決算期において、均等額以上を償却するのが相當であると考へた。なお、開業準備の目的のために支出した金額の中には、營業開始前に製品の研究、技術の研究、資源の開發又は技術の採用等の目的のために支出した金額等を含んでいる。

社債發行のために支出した金額は、商法第二八七條の解釋上、繰延資産であるかどうかについて説が分れていたので、試案においては、新株發行の費用に準じ、これを繰延資産とし、社債發行後三年内(償還期限が三年未満であるときは、償還期限内)に、毎決算期において、均等額以上を償却しなければならないものとした。

現行法が認めてゐる繰延資産及び前項の社債發行費用については、配當の制限をしなかつた(一〇参照)。これらは、配當を容易にする目的で認められたものが大部分であり、その金額は多額でもないからである。

## 八 準備金

### (1) 評價金

現行法は、一營業年度における財産の評價益よりその評價損を控除した額を資本準備金とし（商法第二八八條ノ二第三號）、配當可能利益を制限している。この理由については、説が分れている。また、この財産の評價益は、流動資産の評價益か、固定資産の評價益か、あるいは兩者の評價益かについても説が分れている。

試案においては、財産の評價益は、資本準備金としないことにした。固定資産については、評價益が生じないから、資本準備金の問題は生じない。固定資産たる性質を有する株式その他の出資については、例外的に、評價益が生ずることがあるが、これを資本準備金とする必要もない。その他の資産については、例外的に、評價益が生ずることがあるが、これらは、本来、賣却等により配當可能利益となるものであり、資本準備金とすべきではないからである。

## (2) 合併差益

現行法は、合併により消滅した會社より承継した財産の價額が、その會社より承継した債務の額及びその會社の株主に支拂つた金額並びに合併後存続する會社の増加した資本の額又は合併により設立した會社の資本の額をこえるときは、その超過額は、これを資本準備金としている（商法第二八八條ノ二第五號）。

このため、消滅會社の利益準備金及び任意準備金が存続會社又は新設會社の資本準備金となつて、配當可能利益が減少し、また、契約に基づいて積立てられた任意準備金が消滅することになり、實際上の不都合が生ずる。

試案においては、合併差益については、消滅會社の任意準備金に相當する額を資本準備金としないことができるものとし（利益準備金は、次の(3)との關係でその必要はない）、合併の性質に關係なく、實際上の便宜を圖つた。合併差益の全部を資本準備金とすることは、當然認められる。

## (3) 利益準備金

現行法は、資本の四分の一に達するまで毎決算期の利益の二十分の一以上を利益準備金として積立てなければならぬとしている（商法第二八八條）。利益は、すべて株主に配當してもよいわけであるが、債權者の保護及び企業の健全性のために、將來の損失にそなえて、利益の一部の積立を強制しているのである。その反面、株主の保護のために、積立の最高限を資本の四分の一としているのである。従つて、資本準備金の額が如何に高額になつても、利益準備金を積立てなければならぬとする理由はない。なお、毎決算期の利益の意味については、繰越利益を含むかどうか、また、法人税引當金の控除前の利益かど

うか等について説が分れている。

試案においては、利益準備金として、資本準備金との合計額が資本の四分の一に達するまで、株主に對する配當額の十分の一以上を積立てなければならぬものとし、企業、債權者及び株主の各々の利益の調和を圖り、かつ、積立の基準を明確にし、た。

### 九 負債たる引當金

現行法は、負債性引當金については、直接の明文を設けていないが、法律上の債務でないものを負債とすることは、許されないし、法律上の債務であるものを負債として計上しないことは許されないと解されるが、停止條件付債務等を負債として計上することに疑いをもつ意見もある。企業會計原則及び財務諸表規則等は、修繕引當金、濁水準備金、退職給與引當金又は納税引當金等を負債性引當金として、負債に屬せしめている。この中には、決算期末現在、法律上全く債務とはいえないものと、不確定期限附又は條件附債務を含んでおり、負債性引當金の内容は、必ずしも明らかでないので、負債性引當金かどうかを注意に定める危険がある。債務でない負債性引當金を負債とすることは、配當可能利益を減少せしめ、株主の利益を害し、また、債務である負債性引當金を負債として計上しないことは、配當可能利益を増加せしめ、

債權者の利益を害することになる。

試案においては、債務の發生又は債務の金額が不確定であつて、債務の發生原因が決算期前にある場合には、相當の金額を負債として計上しなければならぬものとし、負債性引當金のうち負債としなければならぬものを明らかにした。將來發生する債務で、債務の發生原因が決算期後にある場合には、引當金として負債に計上してはならないのは當然である。通常、退職給與引當金及び納税引當金は負債たる引當金であり、修繕引當金及び濁水準備金は負債たる引當金にならない。

### 一〇 利益の配當

現行法は、配當可能利益につき、損失をてん補し、かつ、準備金を控除した後でなければ利益の配當をすることができないとしている(商法第二九〇條第一項)。商法第二九〇條第一項の意味は、配當可能利益は、貸借對照表上の純財産額から資本の額、既に積立てられた資本準備金及び利益準備金の額並びにその決算期に積立てなければならぬ利益準備金の合計額を控除した額である、と解釋されている。任意準備金をも控除した額であるとする説もある。

試案においては、配當可能利益の額は、貸借對照表上の純財産額から、1 資本の額、2 その決算期までに積立てられた資本準備

金及び利益準備金の合計額、3その決算期に積立てなければならぬ利益準備金の額を控除した額を限度とし、配當可能利益の意味を明確にした。更に、配當可能利益の額については、七の一項及び二項の繰延資産がある場合には、これらの繰延資産の合計額が資本準備金及び利益準備金（その決算期に積立てなければならぬ利益準備金の額を含む。）の合計額をこえるときは、その超過額をも貸借対照表上の純財産額から控除しなければならないことは前に述べた。

### 資料三

#### 株式會社の計算の内容に關する商法改正

#### 要綱法務省民事局試案に對する意見書

（慶應義塾大學商法研究会）  
昭和三五年一月一四日

#### 一 流動資産の評価

法律は、ある特定の會計學的原則が健全であるからという理由で、または、ある會計慣行が現に行われているからという理由で、これを一途に強要するものであつてはならない。それは、一方においては、會計的に不合理であつても、法律的には別段の實害の

商法計算規定の問題點と改正意見

危険のないこともありうるのであつて、これを禁止することは法律としては無用の干渉であると同時に、他方においては、法律の認めたある會計學的原則または會計慣行よりも、更に一層健全な他の會計原則も現に存在しうるし、また、將來、會計學の發達に伴つてそれが發見されうるにもかかわらず、これをすべて違法なものとして禁止してしまふ誤りをおかす危険があるからである。

それ故、法律としては、會社の會計が、利害關係人に不測の損害を及ぼすおそれのある程度に不健全なものとならないよう監視することだけをもつぱら心掛けるべきであつて、そのためには、現行法並びに他の諸外國の立法例が一般に採用しているような「ある價格を超えてはならない」という方式で、會計處理の限界を規制すれば足りるのである。その意味では、流動資産の評価について試案の趣旨を生かして規定するとすれば、たとえば、流動資産に付する價額は、その取得價額又は製作價額を超えてはならない。決算期における賣却價格が取得價額又は製作價額より著しく低いときは、その賣却價格を超えてはならない」という形に改めるべきである。もちろん、このように改めた場合には、主として會計學の立場から、評價について恣意的な判断を入れる餘地を残すのみでなく、いわゆる秘密積立金を認めることとなつて不當であるとの非難が加えられるであらう。けれども、この範圍内の恣意は

商法的にはいわば危険性のない恣意であり、また、秘密積立金の問題も、會計學の立場で氣にするほど、企業ならびに株主の利益を常に不當に壓迫するものではない。もつとも、秘密積立金を無制限に積立てまたはその積立てた準備金を無制限に取崩すと、企業ならびに株主の利益を害することもいうまでもないから、秘密積立金の濫用を防止して企業ならびに株主の利益を擁護する趣旨の規定、すなわち、たとえば、會社理事者は合理的な範圍においてのみ秘密積立金を設けることが許され、しかも、秘密積立金に關する重要な事項については、株主總會または營業報告書において報告することを要するなどの規定を設けることが必要であるが、その規制は單に流動資産の評価に關連してではなく、むしろ一般的な場合を豫想した形式で設けることが望ましい。

なお、本研究會においては、試案の評価原則に對して種々の見解が開陳され、右の意見に對立する見解もあつたが、對立するものであると否とを問わず、それらの見解のうちの主なものをあげると、次のとおりである。

(1) 試案第一項但書に「重要な流動資産について」の語句を挿入し、第二項を削除すること。

試案は會社財産を構成する流動資産のすべてについて、時價下落の原因のいかんを問わず、時價が取得價額等より低いとき

は時價によるのを原則としているが、このような評價換は事務上煩さであるのみでなく、その實益も乏しいから、これを重要な流動資産に限定しようとするものである。

(2) 試案の「一流動資産」という語句を「棚卸資産」と改めること。このような評價原則の適用はいわゆる棚卸資産に限られるべきものであるから、語句を改めて事柄を明瞭にしようというのである。

## 二 固定資産の評価

固定資産の評価原則についても、試案(一)の流動資産の評価に對する意見において述べたように、その第一項を、たとえば「營業用の固定財産に付する價額は、その取得價額又は製作價額から毎決算期に規則的に相當の償却をした金額を超えてはならない」と改めることが妥當である。がんらい、商法は「營業用の固定財産」という語を用いているから(商法第三四條第二項、第二八五條參照)、ここでも用語を統一すると同時に、内容的にも商法第三四條第二項との調整に注意することが必要である。また、このような評價原則は、これまで會社が行つてきた減價償却にも直ちに關係するから、経過規定について十分な検討を要することはいうまでもないが、同時に、税法との關連にも考慮を加えることが望ましい。

なお、本研究會においては、この評價原則についても種々の見解が開陳され検討されたが、その主なものをあげると、次のとおりである。

(1) 試案第一項の償却に關して、新たに「規則的に」若しくは「計畫的」という語句を挿入すること。

これは、試案第一項にこれらの語句を挿入することによつて、計畫的な減價償却を強制するものであることを一層明瞭に示そうとする。すなわち、會計上廣く承認された償却法により、しかも、いつたん、特定の償却法を採用した場合には、それを繼續することを要する旨を明らかにするために、「相當の償却」という語句のほか、更に「規則的に」若しくは「計畫的に」という語句を挿入しようというのである。

(2) 試案の「固定資産」という語句を「設備資産」と改めること。

試案に示された評價原則は、固定資産のうちのみをゆる設備資産についてのみ適用されるということを、語句の上からも明らかにしようとするものである。

### 三 金錢債權の評價

試案に示された金錢債權の評價原則のうち、第一項本文を、たとへば「金錢債權に付する價額は、債權金額のうちの取立可能の見込額を超えてはならない」と改め、また、第一項但書を削除す

商法計算規定の問題點と改正意見

るのが妥當である。第一項本文を改めるのは、試案(二)について述べたところと同様の理由に基くものであるが、第一項但書を削除するのは、試案の金錢債權に關する評價原則のうちで、それが最も理解に苦しむ規定であるからである。すなわち、一般に、企業會計上、賣掛債權や受取手形など賣買から生じた債權をいわば金錢と同視し、これをその他の金錢債權と區別する慣行があるが、試案はこのような慣行の存在を一應の前提としながら、その他の金錢債權の取得の場合について特別の規定を設けようとするものようである。けれども、立法上、賣掛債權や受取手形などを除いて、その他の金錢債權についてのみ規定を設けることは適當でないのみでなく、その内容も金錢債權の評價原則として合理的なものであるか否かは疑問である。すなわち、第一項但書は、債權を債權金額より低い代金で買入れた場合その他これに準ずる場合に、それを買入代金等で評價することを認めたものであるが、假りに、この規定を商品の賣掛債權の場合にあてはめてみると、その賣掛債權の取得對價は、その商品の賣却代金ではなくて、その取得原價になるべきはずだからである。もつとも、第一項但書は債權を債權金額より低い代金で買入れた場合とあるから、賣掛債權の取得の場合にはこれに含まれないとの議論も考えられるが、試案は、同時に、その他これに準ずる場合をも對象としているか



ら、右のような疑問は當然に起りうるわけである。したがつて、賣掛債權や受取手形を金錢と同視し債權としては取扱われないという現在の會計慣行を、その限りで承認しようというのであれば問題は別になるが、特に、ここで新たに立法によつて金錢債權に関する評價原則を定めようとする場合には、このような形式での但書を設けることは不當であり、第一項但書は削除する必要がある。がんらい、金錢債權のうちでも、短期債權はこれを現金なみに取扱ひうる場合が多いのに對し、辨濟期が遠い將來にある長期債權については、當然に債權の取立に相當の時間と時間を要するところが考えられるから、この點を考慮して特別の規定を設けるならば理解することが可能である。また、金錢債權といつても、條件附債權(商法第一二五條第四項参照)、抗辯權附債權若しくは外國通貨金錢債權(民法第四〇三條、手形法第四一條、小切手法第三六條、破産法第二二條参照)等の場合には、その評價についても特別の配慮を要することはいうまでもない。このように、法律的には更に考慮すべき種々の場合があるにもかかわらず、單に會計慣行があるからといつて、それだけをとり上げて立法することは片手落ちである。

なお、本研究會においては、試案の評價原則に對して種々の見解が開陳され、右の意見に對立する見解もあつたが、對立するも

のであると否とを問わず、それらの見解のうちの主なものをあげると、次のとおりである。

(1) 金錢債權の評價については、長期債權が短期債權かによつて規定を區別すること。

試案は、金錢債權の評價について、辨濟期までの期間の長短によつて區別するたてまえを表面に出していないが、長期債權と短期債權とを共通の評價原則で評價しようとする<sup>1)</sup>こと自體に無理があるから、試案の評價原則も、これを明瞭に區別して規定することを要するといふのである。

(2) 金錢債權については、みづから取立てる目的をもつて保有するものと、隨時換價の目的をもつて保有するものとを區別して規定を設けること。

これは、金錢債權のうちでも、その取立を目的として繼續保有するものと、隨時換價の目的で保有するものとは、その評價原則を區別するのが妥當であるといふのである。そこで、たとえば「みづから取立てる目的をもつて保有する金錢債權に付する價額は、債權金額のうちの取立可能の見込額(辨濟期までなお一年以上の期間の存するものであつて、利息の定のないものは、辨濟期までの法定利息を控除した額、法定利息に満たない利息の定のあるものは、その差額を控除した額)を超えては

ならない。随時換價の目的をもつて保有する金銭債權の評價は流動資産に準ずるものとする」という規定を設けて、兩者を區別しようというのである。

(3) 試案第一項但書を削除し、必要ならば、特別法に同趣旨の規定を設けること。

金銭債權の買入ということは、金融事業を営む會社以外のものにとつてはいわば特異の現象であり、假りに月賦販賣の發達などに伴つて盛んになるとしても、それは特異の事業を営む會社における現象であるから、企業に關する一般法たる商法に規定すべき事項ではないというのである。

#### 四 社債等の評價

試案に示される社債等は、金銭債權であると同時に流通性を有するものであるから、その評價原則を考慮する場合にも、これを二面から把握することが必要である。いかえれば、社債等をその保有の目的にしたがつて、投資有價證券として長期にわたつて保有し、その償還期を待つて取立を問題にするものと、一時的所爲の目的で保有し、その換價、賣却を問題にするものとを區別できるとすれば、前者は試案(三)の金銭債權の評價原則に近い原則で評價すべきものであり、後者は流動資産の評價原則で評價すべきものだからである。この點は、試案においても若干考慮され

た模様であつて、試案が社債等の評價について第三項の規定を設けたことは、社債のもつ金銭債權としての面に注目したものとも思われる。したがつて、社債等について株式等とは別に規定を設けようとするれば、一時保有の社債等については試案(五)第一項と同様に、取得價額を超えない範圍内で評價すべき旨の規定を設け、長期保有の社債等については、その取立も問題になるのが通常であるという意味で、既に試案(三)に對する意見のうちで述べたように、原則として券面額のうち取立可能の見込額を超えない範圍内で評價すべき旨規定するのが妥當である。ただ、このように、社債等の評價に關して、他の場合と同趣旨の規定を特別に設ける必要があるか否かは疑問であつて、試案(三)および(五)の規定を社債等の評價の必要に應じて工夫すれば、それで足りるのではないかと考ふる。

これに對して、社債の場合には利息を含んで次第に値上りしてくるから、時價による評價を考慮する必要がある、その點からも特別の規定を要するという議論も豫想される。けれども、前述したように、一時的所爲の目的で保有する社債については、そこで問題となるのは一定の投資に對する利潤の額であるから、特別に利息を考慮する必要はないし、反對に、長期保有の社債でその取立が問題となるものについては、金銭債權のうち長期債權の場

合とはほ同様な現象が生ずるだけであつて、それだけの理由で、金銭債權一般の場合と區別して特別の規定を設ける必要は見當らない。このほか、社債といつても、利益參加社債、轉換社債、外貨社債などについては、また、それぞれ固有の問題があるのみでなく、しかも、最近においてはこれらも利用されてきているから、法律上特に規定を設ける必要はないとしても、立法の過程においては、それらの社債の評価についても検討しておくことが必要である。

##### 五 株式その他の出資の評価

試案(四)に對する意見のうちで述べたように、株式等の評価をなす場合には、一時的所有の目的で保有するものと、投資有價證券として長期にわたつて保有するものとを區別し、これらを異なつた評價原則で評價することが必要である。もちろん、その場合にも、その株式等がいかなる目的で保有されるかを客觀的に把握することはかなり困難であるが、この程度の困難は他の場合にもつきまとうものである。そこで、試案第一項を、たとえば「一時的保有の目的で取得した取引所の相場のある株式に付する價額は、その取得價額を超えてはならない。決算期前一月の平均價格が取得價額より低いときは、その平均價格を超えてはならない」と改め、これに伴つて、第二項本文も「その他の株式又は出資持

分に付する價額は、その取得價額を超えてはならない」と改めるのが妥當であり、これによつて規定の體裁も整えることが可能となる。なお、償還株式を、その取立を目的として保有する場合には、取得價額を基準として評價すべきものではなく、取立を目的として繼續保有する社債の場合と同様に、金銭債權の評価原則に近い原則によつて評價すべきものと考ええる。また、「發行會社の財産状態が著しく悪化したとき」という語句も不明確であるから、これを改めることが必要である。

##### 六 のれんの評價

のれんの本質およびその評價に關しては、會計學上のみでなく、商法上も種々の意見がありうるが、試案はのれんの評價に關して會計學的にはほ承認された原則を明らかにしたものであるから、その限りで承認して差支えない。ただ、既に述べてきたように、この場合にも、のれんに付する價額は、「その取得價額を超えてはならない」と改めるのが妥當であり、また、税法との關係を慎重に検討することも必要である。

##### 七 繰延資産

試案に示された繰延資産の内容、範圍等については、更に、これを明確に限定することが必要であるが、同時に、特に、試案第二項に掲げた繰延資産はその金額も多額になるおそれがあるか

ら、従来にもまして監査の勵行が必要である。この點は、試案をいかなる規模の株式會社に適用すべきかという適用範圍の問題にも關係するものであるが、監査制度の強化には實現できないとすれば、このような内容をもつ試案の適用は、公認會計士の監査が法的に義務づけられている會社、若しくは、その監査を受けようとするが容易に受けうる會社等に、その範圍を限定すべきものである。なお、この點についても、税法との關連に注意すべきことはいうまでもないが、商法上も、たとえは轉換社債の發行費用について、それが轉換された後は株式の發行費用として繰延べうるか否かなどの點も、併せて、考慮しておく必要がある。

なお、本研究會においては、試案の内容に對して種々の見解が開陳され、右の意見に對立する見解もあつたが、對立するものであると否とを問わず、それらの見解のうちの主なものあげると、次のとおりである。

(1) 試案第一項の金額について、これを「開業準備の目的のために特別に特別に支出した金額」と限定すること。

試案は第二項で繰延資産の内容を一定の目的のために「特別に支出した金額」に限定しながら、第一項の開業費についてはそのような限定を設けていないから、同様にこれを限定しようというのである。

(2) 償還株式の發行費用を繰延べた場合にも、償還期限が三年未満であるときは、償還期限内に償却すべき旨の規定を設けると。

現行法は償還株式の制度を認めながら、その發行費用については特別の規定をおいていないから(商法第二八六條ノ二參照)償還株式の發行費用を繰延べた場合にも、社債發行費用を繰延べた場合と同様に、償還期限が三年未満であるときは、償還期限内に、毎決算期において、均等類以上を償却しなければならぬとするのが妥當であるというのである。

#### 八 準備金

試案の内容のうち、第一項の財産評價益を資本準備金としない點、第二項の合併差益について、消滅會社の任意準備金相當額を資本準備金としないことができる點については、特に異論はない。すなわち、第一項の問題は、昭和二五年の改正當初から、その内容の不明確、不適當なことが指摘されてきていたし、第二項の問題も、現行法のままではあまりにゆとりがないという點で、學説はほとんど一致していたからである。第三項の利益準備金の問題についても、その前段で、積立限度を資本準備金と合算して資本の四分の一と改めたことは、會社によつて資本準備金の額に極端な差異のあることを考えれば、妥當な改正といふべきであらう。

ただ、その後段で、利益準備金は株主に對する配當額の十分の一以上を積立てるべきものとしたことは、これまでの規定に比べるゝと（商法第二八八條）、昭和十三年改正前の規定の正しい解釋に復歸した。ものの、株主配當以外の名目で利益が社外に流出する場合に積立を強制できないこととなるから、その意味では不當である。特に、會社理事者が多數の株式を保有している場合には、株主配當としないで、重役賞與として利益金を處分することも考えられるから、株主配當たる重役賞與たるを問わず、利益金を處分して社外に流出させる場合には、常にその一定割合を利益準備金として積立てさせるよう改めることが必要である。更に、株主に對する配當額といつても、いわゆる株式配當については社外流出ということは生じないから、株式配當の配當額を含むか否かを明らかにする必要がある、また、法人税の形で生ずる利益の社外流出についても、法律上、いかなる考慮を拂うべきかを併せて検討することが必要である。なお、利益準備金の積立限度を資本準備金と合算したことによつて、いわゆる法定準備金の取崩し順序も（商法第二八九條第二項）、現在のままで維持すべきかどうかが問題となるから、この點についても検討を加えることが必要である。

なお、本研究會においては、これらの點についても種々の見解

が開陳され検討されたが、その主なものをあげると、次のとおりである。

(1) 利益準備金の積立限度を、資本の四分の一または定款をもつて定めたそれ以上の割合と改めること。

利益準備金の積立限度は、同時に、社債の發行限度にも關係してくるから（商法第二九七條第一項、第二項参照）、資本の四分の一または定款をもつて定めたそれ以上の割合と改め、いつたん、定款で四分の一以上の割合を定めた場合には、そこまで積立てさせるのが妥當であるというのである。

#### 九 負債たる引當金

試案は、新たに、負債たる引當金を負債として計上しうる旨の規定を設けようとしているが、負債たる性質を有するものを貸借對照表の負債の部に計上することは、いわば當然のことであり、その限りでは、商法上、特に規定することを要しないことである。のみならず、試案のような規定を設けると、貸借對照表の負債の部には、債務と負債たる引當金以外のものは計上できないという反對解釋の餘地もでてくることとなるが、果して、そのように解することが妥當であるか否かは、會計學上も問題であらう。もちろん、種々の引當金が負債の部に計上されている企業會計の現状において、いかなる引當金を計上できるかを示すことによつて、

商法が、その立場を明らかにしようとする意圖も理解できないではないが、右のような解釋上の問題を惹起することを考えれば、試案のような規定は設けない方が妥當である。そこで、假りに設けるとすれば、たとえば「正常な企業を維持するため、將來發生することの確實な費用であつて、當期の負擔とすることを適當とするものは、現に債務たる性質をもたないものであつても、負債の部にその相當額を計上しなければならない」旨を規定してこそ、初めて、そこに規定の意味がでてくるものといふべきであらう。

#### 一〇 利益の配當

配當可能利益の算定に關する試案の内容は、現行法上もほぼ同様に解されているところであつて、その限りにおいては妥當である。ただ、新たに認められた繰延資産に關する配當制限の方法では、實際上も、開業費の繰延を認めても配當ができないという場合を生ずるのみでなく、理論的にも、繰延資産の性質を統一的に説明し難くなるというおそれはある。けれども、商法の立場は會計學の立場と必ずしも常に一致するものではないし、また、試案のような配當制限を認めても、公正な會計處理に別段の障害を與えない以上、妥當な措置といふべきであらう。ただ、試案(一〇)は、試案(七)第一項、第二項の繰延資産の額について配當制限

を設けるのみであつて、それが社債の發行限度にいかなる影響を與えるかについては何ら言及していないが、この點も併せて検討することが必要である。

#### 一一 試案の適用範圍(中小企業の株式會社に適用する問題)

今回の試案は、がんらい、企業會計原則や財務諸表規則と商法の規定との喰い違いを調整しようとしたものであるが、假りに、試案を中小企業の株式會社に適用しないとすれば、商法とこれらの會計原則との調整はできても、商法の規定自體が株式會社について二本立になり、單に、對立を商法の外部から内部へと持ちこむ結果となつてくる。したがつて、理論的には、試案はすべての株式會社について同様に適用すべきものであるが、ただ、これを今直ちに、中小企業の株式會社についても適用するのが妥當であるかという點になると、問題は、また、別の角度から検討することが必要となる。いしかえれば、試案のうちには、従來の商法に比べて相當ゆとりのある規定が設けられている反面、一層詳細でありかつ嚴格になつたものもあるから、試案の適用に當つては、原則として、株式會社の監査制度の整備を前提とすべきものと考へる。その意味では、監査制度の問題を切り離して、會社の計算に關する規定のみを變更しようとする試案の態度は、全く誤まつたものであるといひ切れないにしても、少なくとも視野が狭いと

いう非難は、これを免れることができないであろう。けれども、監査制度の整備は更に大きな問題であつて、急にはこれを實現できないとすれば、試案の適用範圍も、とりあえず、公認會計士の監査が現に法律によつて義務づけられている會社（證券取引法第一九三條ノ二參照）に限定するのが妥當であらう。

假りに、試案の適用範圍を公認會計士の監査を受ける大規模の株式會社に限定したとしても、現行法上の會計處理とは異なつたものが少なくないから、その適用に當つて経過規定の整備を要することはいうまでもないが、同時に、試案の適用を受けない中小企業の株式會社が、今後、増資、合併等によつて、新たに試案の適用を受ける場合の規定を準備することも必要とならう。なお、この試案の規定は、いわゆる通常貸借對照表にのみ適用されるものであつて、會社の清算、合併等の場合に作成されるいわゆる非常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを明らかにするのが妥當であらう。